

## 行政監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果（令和3年2月5日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年4月12日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺	元	
同	中	野	信	吾

行 第 52 号  
令和3年 3月29日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

令和2年度行政監査に係る令和2年度末の措置状況について(通知)

令和2年度行政監査「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等について」に係る令和3年3月末の措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通知内容 別紙「監査結果についての措置状況報告書（令和2年度末時点）」

監査結果に係る年度末の措置状況報告書  
 令和2年度行政監査「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理等について」

項目	監査結果
着眼点1	AEDの管理は適切に行われているか。
着眼点2	AEDの設置場所及び表示は適切か。
着眼点3	設置施設関係者に対するAEDの操作方法等の講習等を行っているか。
着眼点4	AED設置施設関係者はAEDの操作方法等の講習等を受講しているか。
着眼点5	指定管理施設等におけるAEDの管理等は適切に行われているか。
着眼点6	AEDの設置情報は、市民へ適切に提供されているか。

通No	項目	監査の意見	施設の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
1	着眼点1	施設等の職員は、配置されたAEDを実際に使用することを想定し、電極パッドやバッテリーの交換時期等の把握と日常点検により、適切な管理に努められたい。	-	-	-	個別事項にて回答
2	着眼点2	規模が大きく、多くの人が利用する施設において、AEDの設置場所まで誘導する案内表示が無いものが見受けられた。緊急時を想定し、施設の職員のみならず、居合わせた人にも設置場所が容易に把握できるように表示することを検討されたい。	-	-	-	個別事項にて回答
3	着眼点5	指定管理施設や運営等業務委託施設においては、協定書や仕様書または契約書に、AEDの管理等について記載し、適切に管理する体制を整えることが望ましい。	-	総務部	行政経営課	指定管理施設や運営等業務委託施設については、協定書や仕様書又は契約書へのAEDの管理等に関する記載状況を確認しながら必要な対応を進めていく。
4	着眼点6	市民に対する適切なAEDの設置情報の提供という観点において、AEDの設置場所や設置台数に新設・変更・廃止があった場合、随時AEDマップの情報を更新することが望まれる。	-	消防本部	救急救命課	すでに、今年度、全ての市有施設にAED配備状況等の照会をかけるとともに、山形市公式ホームページのトップ画面「緊急時の備え」に、一般財団法人日本救急財団のAEDマップを活用し、市民に対する適切なAED設置情報の提供を行っている。今後も随時更新した情報を掲載することとしている。
6	その他	施設の貸し出し中においてAEDが必要となった場合、いつでも利用可能な環境となるよう、各市有施設の特性に応じた対応を検討されたい。	-	消防本部	救急救命課	AED(自動体外式除細動器)の配備等に係る基本方針の見直しが必要であり、関係課と検討する。

通No	項目	監査結果	施設の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
11	着眼点1	(3) AEDの日常点検を実施しているが、記録していなかったもの	最上義光歴史館	企画調整部	文化振興課	日常点検のためのチェックリストを設置し記録を開始した。
12			山形まるごと館紅の蔵	商工観光部	山形ブランド推進課	日常点検表を設置し、紅の蔵職員がAEDが使用可能な状態であることを毎日確認し記録している。また、定期点検についても毎月日にちを決めて実施し、点検状況を同表に記録している。
13			山形市馬見ヶ崎プール	まちづくり政策部	公園緑地課	AED点検確認簿を作成し、毎日点検後にチェックする。
14			山形市大手町駐車場	都市整備部	道路維持課	日常点検結果の記録を行う。
21	(5)	備品シールが貼付されていなかったもの	山形まるごと館紅の蔵	商工観光部	山形ブランド推進課	速やかに備品シールをAEDに貼付した。

通 No	項目	監査結果	施設の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
22	着眼点2	(1) 施設の入口に、AEDを設置している施設である表示がなかったもの	最上義光歴史館	企画調整部	文化振興課	「AED設置施設」のステッカーを施設入口に貼り表示した。
23			山形まるごと館紅の蔵	商工観光部	山形ブランド推進課	東門、西門案内板、中庭、厨子入口付近にAEDを設置している施設である表示を行った。
24			山形市消防本部	消防本部	救急救命課	施設入口ドアに、AED設置施設であることを表示した。
25		(2) 施設内に、AEDの設置場所まで誘導する案内表示をすることが望ましいもの	山形市滝山コミュニティセンター	総務部	広報課	滝山コミュニティセンター施設内の2階や焼物棟等にAEDまで誘導する案内表示を設置済み。
26	山形市役所		財政部	管財課	本庁舎各階エレベーターホールに案内張り紙を設置した。	
27	山形国際交流プラザ		商工観光部	観光戦略課	施設内各所にAEDの設置場所の案内表示を行った。	
28	山形市馬見ヶ崎プール		まちづくり政策部	公園緑地課	AED設置場所である医務室に表示が無かったため、設置場所上部壁面に表示した。また、男女更衣室入口、屋内プール壁面、屋内通路に案内表示を設置した。	

教（管）第404号

令和3年3月24日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

令和2年度行政監査の結果に関する措置状況について（通知）

令和3年2月5日付け監第130号で通知のありました行政監査の結果に係る措置状況について、別紙のとおり通知します。

監査結果に係る年度末の措置状況報告書

令和2年度行政監査「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理等について」

項目	監査結果
着眼点1	AEDの管理は適切に行われているか。
着眼点2	AEDの設置場所及び表示は適切か。
着眼点3	設置施設関係者に対するAEDの操作方法等の講習等を行っているか。
着眼点4	AED設置施設関係者はAEDの操作方法等の講習等を受講しているか。
着眼点5	指定管理施設等におけるAEDの管理等は適切に行われているか。
着眼点6	AEDの設置情報は、市民へ適切に提供されているか。

通No	項目	監査結果	施設の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
1	監査の意見	(着眼点1) 施設等の職員は、配置されたAEDを実際に使用することを想定し、電極パッドやバッテリーの交換時期等の把握と日常点検により、適切な管理に努められたい。	-	-	-	個別事項にて回答
2		(着眼点2) 規模が大きく、多くの人が利用する施設において、AEDの設置場所まで誘導する案内表示が無いものが見受けられた。緊急時を想定し、施設の職員のみならず、居合わせた人にも設置場所が容易に把握できるように表示することを検討されたい。	-	-	-	個別事項にて回答
3		(着眼点5) 指定管理施設や運営等業務委託施設においては、協定書や仕様書または契約書に、AEDの管理等について記載し、適切に管理する体制を整えることが望ましい。	-	総務部	行政経営課	
4		(着眼点6) 市民に対する適切なAEDの設置情報の提供という観点において、AEDの設置場所や設置台数に新設・変更・廃止があった場合、随時AEDマップの情報を更新することが望まれる。	-	消防本部	救急救命課	
5		(その他) 小中高等学校においては、児童生徒の安全確保のために、AEDがいつでも利用できるような体制となっているか改めて指針を確認していただきたい。	-	教育委員会	スポーツ保健課	今回の監査を受け、不備となった点など市立学校へ留意事項などを周知する。平成26年度作成の指針を再確認し、次年度中に指針の見直しを図り、市立学校へ周知する。 令和3年度より武道館が別棟となっている中学校6校にAEDを1台追加設置し、学校施設開放として利用時にも活用できるようにしていく予定。
6		(その他) 施設の貸し出し中においてAEDが必要となった場合、いつでも利用可能な環境となるよう、各市有施設の特性に応じた対応を検討されたい。	-	消防本部	救急救命課	

通No	項目	監査結果	施設の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
7	着眼点1	(1) AEDの日常点検を実施していなかったもの	山形市立第九小学校	教育委員会	スポーツ保健課	毎月の点検日を決めて、定期点検を実施する。
8			山形市立第二中学校	教育委員会	スポーツ保健課	日常点検を確実にを行い、点検表に結果を記録する。 点検表はAEDの設置場所に置く。
9		(2) AEDのインジケータ表示が確認できなかったもの	山形市立第九小学校	教育委員会	スポーツ保健課	説明書の入れ方が悪く、インジケータが隠れている状態であった。 既に修正済みである。
10			山形市立第七中学校	教育委員会	スポーツ保健課	点検時に表示が見えなくなってしまったので、月1回の点検終了後に、必ず複数(教頭、養護教諭)で確認を行う。

通 No	項目	監査結果	施設の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
11		(3) AEDの日常点検を実施しているが、記録していなかったもの	最上義光歴史館	企画調整部	文化振興課	
12			山形まるごと館紅の蔵	商工観光部	山形ブランド推進課	
13			山形市馬見ヶ崎プール	まちづくり政策部	公園緑地課	
14			山形市大手町駐車場	都市整備部	道路維持課	
15			山形市霞城公民館	教育委員会	社会教育青少年課	日常点検記録表を作成し、2月から日常点検の記録を行っている。
16			山形市立第五小学校	教育委員会	スポーツ保健課	インジケータの確認は毎月行っていたが、記録をしていなかったため、今後は確認をした際には押印するようにする。教頭の職務のひとつとして位置付けて実施する。
17			山形市立西小学校	教育委員会	スポーツ保健課	日常点検の結果については、目視のみならず、記録するよう改める。日常点検では、インジケータのランプや画面の表示等により、使用可能な状態にあるかを確認し、結果を丸印で記録するようにする。
18			山形市立東沢小学校	教育委員会	スポーツ保健課	点検結果の記録については、インジケータのランプの点滅(緑色)により使用可能な状態であるかを確認し、可能な状態であればカレンダーに丸印を記入するようにします。
19			山形市立図書館	教育委員会	図書館	日常点検チェックリストを作成し、朝の開館前にAEDのインジケータの点滅を目視で確認のうえ、チェックリストに点検者の印を押すようにした。
20		(4) 電極パッド(成人用)の使用期限が切れていたもの	山形市総合スポーツセンター	教育委員会	スポーツ保健課	業者あて交換依頼を行い、令和2年10月中に交換完了済みである。
21	(5) 備品シールが貼付されていなかったもの	山形まるごと館紅の蔵	商工観光部	山形ブランド推進課		
22	着眼点2	(1) 施設の入口に、AEDを設置している施設である表示がなかったもの	最上義光歴史館	企画調整部	文化振興課	
23			山形まるごと館紅の蔵	商工観光部	山形ブランド推進課	
24			山形市消防本部	消防本部	救急救命課	
25		(2) 施設内に、AEDの設置場所まで誘導する案内表示をすることが望ましいもの	山形市滝山コミュニティセンター	総務部	広報課	
26			山形市役所	財政部	管財課	
27			山形国際交流プラザ	商工観光部	観光戦略課	
28			山形市馬見ヶ崎プール	まちづくり政策部	公園緑地課	
29			山形市総合スポーツセンター	教育委員会	スポーツ保健課	利用者の通行が多い場所等に、設置場所についての案内掲示を行った。